

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
皆野町	国神区	令和4年2月24日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	32.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.8ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	22.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.3ha
(備考)	

2 対象地区的課題

●アンケート調査の結果
・アンケート回答者の89%が60才以上であり、後継者については、42%が家族や親族が後継者になっているが、51%が後継者が決まっていないもしくは、候補者はいるが決まっていない。
・今後の農業経営については、52%が現状維持と回答したが、規模拡大と回答した方が1%に留まった。
●地域の話し合いの意見
・中心経営体だけで農地を担うのは難しい状況。
・5年後、10年後の方針ではなく、1年単位で検討する必要がある。
・まとまった畑ではなく、新規1回限りの補助だけでは厳しい状況。継続や追加の補助を拡大が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・入作を希望する農業者の確保の為に、新規就農者相談や担い手育成塾等を用いて支援していく。
・農地利用は、認定農業者等中心経営体だけではなく、新規就農者と兼業農家と協力しながら担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	ぶどう	90 a	ぶどう	90 a	
認農	B, C	ぶどう、桃、栗、しいたけ	120 a	ぶどう、桃、栗、しいたけ	120 a	
認農	D	花き	33 a	花き	33 a	
到達	E	花き	30 a	花き	30 a	
認農・到達	F, G	ぶどう	40 a	ぶどう	70 a	
計	7人		313 a		343 a	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・農地利用は、認定農業者等中心経営体、新規就農者、兼業農家が協力して担う。
・埼玉県、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)と協力し、農地中間管理事業の制度理解を深めていただくための情報発信に取り組む。
・新規就農者の確保と支援を行う。
・埼玉県、ちちぶ農業協同組合、農業委員会と協力し、農地所有者の意向を把握するなどの利用調整、農業者等の支援を図る。